

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

平成19年7月18日

条例第15号

最終改正 平成20年2月18日

(設置)

第1条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員（以下「職員」という。）を置く。

2 職員の定数は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第4号）の定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月18日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。